

のびのびと健やかに活躍できる 青少年を育むプラン募集



青少年健全育成活動を行う団体・個人に

最大 30 万円を助成します

受付期間：令和6年4月1日（月）から5月15日（水）まで

※状況により受付期間を延長する場合があります。

対象期間：令和6年4月から令和7年2月までに実施する事業

小山市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年係

〒323-8686 小山市中央町1-1-1（小山市役所5階 21番窓口）

電話：22-9671 FAX：22-9650

E-mail：d-gakusyu@city.oyama.tochigi.jp

★★小野塚イツ子記念青少年健全育成活動事業助成金とは★★

小野塚家は江戸時代から油や肥料を扱う商家で、大正末から昭和初期の小山町長、小野塚久平も輩出しています。大正時代に造られた赤レンガの煙突が目印になっている旧住宅は、小山市天神町の「小野塚イツ子記念館」として、趣味の集まりやサークル活動に利用されております。

その故小野塚イツ子氏（2003年没）の「小山市職員の非常に良い応対に接し、感激したので、私の財産を小山市に贈与したい」といった旨の遺志を受け、氏の遺贈金の一部をもとに小野塚イツ子記念青少年健全育成基金を創設しました。

この基金から、次代を担う青少年一人ひとりが、夢と希望をもって、心豊かにたくましく成長し、今後の多様性が求められる社会で活躍できるような人材づくりのための様々な活動や事業に対して、経費の一部を助成するものです。

★ 事業計画をたてるときの目的

(例) 子どもたちに
どのようなことを身に付けてもらうか
どのようなこと・ものを学んでもらうか
どのような人になって欲しいか
どのような興味や夢をもってもらうか

子どもたちが
何をしたいか
夢や希望を叶えるために
できるボランティアは



★ 事業計画をたてるときの注意点

- 1 目的達成のための複数の手段を考える
- 2 適正な人員の配置（指導者を含む）
- 3 必要な事業費の算出（自己資金・負担金等）

★ この助成金を申請できる方

- 1 市内に1年以上住所を有する者又は1年以上の期間にわたって市内を中心に会則をもって活動する市民団体で、健全育成事業を行うもの。
- 2 市から別の補助を受けられる活動・事業及び政治、宗教、営利等に結びつく事業でないこと。
- 3 助成金交付の申請者は、助成対象事業の当事者（未成年者にあつては、保護者、学校長等の同意書が必要）であること。
- 4 同一事業で3年継続して 助成を受けたものは除く。

★ 助成限度額は30万円（令和6年度予算総額150万円）

★ 助成対象となる事業例

	事業	事業例
1	国際貢献 海外活動事業	海外派遣事業 青少年海外協力隊（JICA）隊員として参加する等への支援事業
2	地域住民等による 子どもたちとの交流事業	子ども達が安全で安心な場所で活動できる事業
3	青少年ボランティア・ 指導者の育成に関する事業	中・高校生向けの研修 指導者講習
4	その他青少年の人材育成、 健全育成に寄与する事業	青少年の非行防止に関する事業 青少年の人材育成及び健全育成を目的とする各種体験事業 講演会事業

※ 選考委員会では、事業趣旨を鑑みて、事業内容毎に精査するとともに、上記のような事業を優先することとしてこれを尊重した審査を行います。

※ 対象に公募枠をもつなど不特定の青少年に配慮している事業を評価します。

★ 助成対象となる経費

経費	内容
報償費	外部講師等に対する謝礼金
使用料及び賃借料	会場使用料、用具借料、レンタル器具等の賃借料
教材費	教材として使用するテキスト、道具、書籍等の購入費
交通費	有料道路通行料金、車両の燃料費、電車賃等
宿泊費	ホテル、旅館などの宿泊に係る基本料金
消耗品費	申請事業の実施に必要な機材、資材、食品等
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷製本費
通信運搬費	申請事業の案内等を送付するための切手代等
保険料	行事保険やボランティア等の保険等
修繕費	破損した建物、車両、機材等の原状回復に要する費用等
備品購入費	事業を継続して実施するために必要な物品の購入費
その他	活動に必要な費用で市長が特に認めたもの

★ 助成団体及び助成額（例）

年度	事業名	助成額(円)
R 4	サマーキャンプ～見つけよう！好きなこと～	300,000
R 4	おやま西口・ユースまちづくり活動	88,880
R 3	子どもと親の居場所づくり	147,000
R 3	高校生こども食堂	242,877
R 3	学校外の学びプロジェクト	292,275
R 1	夏休み子ども将棋講習会及び長谷部プロ・小山市長杯争奪将棋大会	179,209

手続きの流れ ※手続きの時期は状況により前後する場合があります。

○申請者は、助成対象事業に係る収入・支出を明らかにした帳票を備え付け、整備しておきます。

手続き	時期 (目安)	手続きを行うもの	内容
事業計画	4月 まで	申請者	活動事業の計画策定(事業内容の立案や関係者との調整、必要経費の試算とそれに基づく予算編成など)
申請書提出	5月 15日 まで	申請者	申請書に事業計画書と収支予算書などを添えて、教育委員会生涯学習課に提出(申請)します。
審査	6月 下旬	教育委員会 申請者	青少年健全育成活動事業選定委員会を開催し、申請に関する説明(プレゼンテーション)及び質疑応答を行い審査します。
決定	7月	教育委員会	申請者宛に、採用の可否、採用の場合助成金の額などを通知します。
助成金請求	8月	申請者	採用決定通知の写しを添えて、助成金交付請求書を教育委員会生涯学習課に提出します。 ※事業前でも事業後でも申請できます。
助成金交付	8月	教育委員会	助成金を指定の口座に振込みます。
事業実施	—	申請者	事業計画に変更があれば届出が必要です。
事業終了	終了後 2週間 以内	申請者	実績報告書と一緒に事業実績書、収支決算書等を教育委員会生涯学習課に提出し、助成金を精算します。

※ 申請書は小山市公式ホームページからダウンロードできます。